

# 負傷や疾病が労災と認定される条件は？

上肢の場合

職場における業務上の負傷、疾病（業務災害）には様々なものがあります。しかし、その災害が業務中に発生したからといってその全てが業務災害として認定される訳ではありません。

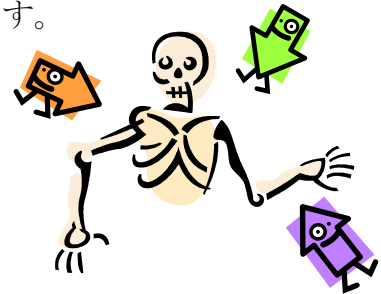
負傷、疾病の原因が『業務と多少関係がある』『業務が原因かもしれない』ではなく『業務が有力な原因であることが明らかなもの』であることが必要です。

先日、データを入力するコンピューターのオペレーターが頸から肩や上肢にかけて痛みを訴え、自分の症状は、業務が原因ではないかとして、病院で診察を受け、治療を行いたいと申し出ています。

このような場合、労災の対象となるのでしょうか。

上肢に発生した運動障害の判断基準については、「**上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準**」（平9・2・3基発第65号）によります。

上肢等とは（後頭部、頸部、肩甲帯上腕、前腕、手及び指）をさします。



## ● 認定要件 ●

次のいずれの要件も満たし、医学上療養が必要であると認められることが必要です。

### ① 上肢等に**負担のかかる作業**に相当期間従事した後に発症したこと

「相当期間」とは、1週間とか10日間という極めて短期的なものではなく、原則として6カ月程度以上です。但し腱鞘炎等については、6カ月程度に満たない場合でも、短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合には、発症することがあるとされています。

### ② 発症前に**過重業務**に従事したこと

### ③ 過重業務と発症の経過に医学的因果関係があること

## ★上肢等に負担のかかる作業とは

### イ 反復動作の多い作業

OA機器操作  
重量物の運搬  
機器組立仕上げ  
給食等の調理 等

### ロ 姿勢が拘束される作業

上肢を上げた状態  
溶接・塗装作業  
検査・検品作業 等

### ハ 特定部位に負担のかかる作業

保育、看護、介護業務 等



## ★過重業務とは

★同一事業場で同種作業者と比較して業務量が概ね10%以上増加している。

★業務量が一定しない場合

1日の業務量が概ね20%以上増加している

1日の労働時間が増加（労働時間の1/3程度、概ね20%以上）している。

この状態が1ヶ月に10日程度  
かつ発症直前3ヶ月程度継続

## この基準の他に

●通常業務に於ける負荷要因も判断の目安となります。

長時間・連続作業、過度な作業ペース、  
過大な重量負荷、作業環境 等

●業務以外の要因も認定の判断対象となります。

年齢、素因、体力、家事労働、スポーツ 等